

令和 7 年度保育のお仕事体験実施業務委託仕様書(案)

1 委託業務名

令和 7 年度保育のお仕事体験実施業務委託

2 目的

令和6年度に調査した結果、佐賀県内の保育施設の約 8 割が保育者不足を感じていることが分かり、保育者の確保は喫緊の課題である。さらに、「こども誰でも通園制度」の開始や要配慮児童の増加、県内保育士養成施設への入学者数の減少などにより、今後も保育者不足は深刻化する見込みである。

本業務は、以下を目的として実施する。

- ・小学生、中学生に対して、保育という職業の素晴らしさやこどもとふれあうことの楽しさ、やりがいを伝え、将来的な保育者の確保につなげること。
- ・保護者に対しても保育の仕事の素晴らしさや現場環境が改善している点を伝え、保育者を目指すこどもたちへの支援を促すきっかけを作ること。

3 業務内容

(1)保育のお仕事体験(以下「お仕事体験」という。)のイベント名称の考案
参加意欲を向上させるような名称を考案すること。

(2)企画調整・管理業務

ア 県内保育士養成施設(西九州大学、西九州大学短期大学部、佐賀女子短期大学、九州龍谷短期大学)、県内保育団体(主に佐賀県保育会、一般社団法人佐賀県私立幼稚園・認定こども園連合会、全国認定こども園協会佐賀県支部)、佐賀県社会福祉協議会(以下これらの施設及び団体を総称して「養成施設等」という。)、及び開催保育施設と十分に連携し、お仕事体験を安全、円滑に実施すること。

イ 実施に当たって必要となる総合的な管理・運営業務を行う体制を構築すること。

ウ お仕事体験実施計画を作成し、スケジュール作成・管理を行うこと。

(3)お仕事体験の企画業務

ア 会場について

県が定めた計6か所程度の保育施設を会場とすること。なお、開催保育施設及び受け入れ可能人数(親子30組/施設程度を想定)は、保育団体と協議の上、後日県より一覧表を提供する。

イ 日程の選定

令和7年12月1日～令和8年1月31日の期間における、土曜日の午前中に実施す

ること。なお、複数のお仕事体験を同一日に開催して差し支えないが、日程を決定する際は事前に県と協議すること。

ウ お仕事体験の企画

以下の内容を満たした企画を実施すること。ただし、最終的なお仕事体験の内容については、それぞれの開催保育施設、ワーキンググループ(※)及び県と協議の上決定することとする。

なお、当日の運営に当たっては、養成施設等より、スタッフの派遣や備品の貸し出し等、協力を得られる予定である。さらに、当日は保育を受ける相手として、会場となる保育施設に通う園児が 20 名～30 名程度参加する予定である。

(※)県内高校生、保育士養成施設学生、保育者、県職員で構成される、実効性ある人材確保策を検討する協議体。

(ア)小学生、中学生及びその保護者各々を対象とした企画とすること。

小中学生向け例:制作、読み聞かせ、運動遊び、ケア体験

保護者向け例:ほいくシステム体験会、パネル展、保育者との座談会

(イ)お仕事体験者(小学生、中学生)が達成感を得られ、保護者が保育の仕事に対して理解が深まるような企画とすること。

(ウ)お仕事体験者(小学生、中学生)が実際に園児と触れ合うことができる企画を盛り込むこと。

(エ)お仕事体験ユニフォーム(エプロン等)を製作し、お仕事体験者(小学生、中学生)に配布すること。

(オ)保育士修学資金貸付等事業、保育士養成施設の奨学金や学校案内ブースを設置すること。

(カ)お仕事体験に参加する参加費用は無料とすること。

(4)お仕事体験の運営等

ア お仕事体験の運営マニュアル及びシナリオの作成

運営マニュアル及びシナリオは開催保育施設ごとに作成し、以下の事項については必ず明記すること。

(ア) 運営体制図

(イ) 人員配置

責任者及びスタッフそれぞれの役割を明確に記載すること。

(ウ) 会場レイアウト図

動線や各ブースで利用する諸室について、利用用途含めすべて記載すること。

(エ) 安全管理体制及び緊急時の対応

緊急時の対応については、事前に開催保育施設及び県と十分な協議を行った上で記載すること。

(オ) 当日スケジュール、各ブースプログラム内容

イ 人員等の手配及び配置

(ア) 受付担当、駐車場から会場までの往復誘導担当、ブース責任者、警備員、看護担当者等の人員をそれぞれ必要な数手配すること。なお、人員については、開催保育施設及び養成施設等と協議の上、派遣を依頼することも可能とする。

(※)警備員は、駐車場の誘導等を担うこと。

(※)看護担当者は常時 1 名配置すること。

(イ) 各体験・ブースのスタッフについて、開催保育施設と協議の上、養成施設等に、事前に十分な余裕をもって人員の派遣を依頼し、スタッフに対して必要な説明を行うこと。

(ウ) 使用する物品については、養成施設等と協議の上、養成施設等より借り受け、又は受託者において準備すること。物品を借り受けた場合、適切な管理体制のもと、十分に保管し、借り受けた状態のまま返却すること。

(エ) 配置する人員の役割や業務内容を明確にし、事前に伝え、円滑な運営を行うこと。

(オ) 不測の事態に備え、連絡体制を明確にしておくこと。

(カ) 受付担当、誘導担当については、スタッフと分かるように統一のビブス等を着用させること。

(キ) 円滑な運営行うにあたり、必要な機材(インカム等)等を手配すること。

ウ 会場の設営及び撤収等

設営は、開催保育施設と協議の上、前日または当日に行い、当日までに撤収を完了し会場の原状回復をすること。また、会場内案内サイン装飾等も制作・設置すること。

エ その他

(ア) 参加する者に対して保険を掛けること。

(イ) 会場及び開催内容は、ユニバーサルデザイン、環境、人権に配慮したものとする。

(ウ) 会場全体を統一感ある装飾とするなど、お仕事体験を魅力的なものとするための仕掛けを盛り込むことが望ましい。

(エ) お仕事体験の時間は上限3時間程度とし、適宜休憩時間も設定すること。

(オ) 必要に応じて、警察、消防、保健所等への申請を行うこと。

(5)開催保育施設との連携

ア 企画内容の検討

開催保育施設と十分な連携の元、当日プログラムを計画すること。

イ 運営マニュアルの送付

開催保育施設に対し、事前に運営マニュアル等を送付し、当日の動きを共有すること。

ウ 安全の確保

園児の安全を確保するため、来園者については、お仕事体験参加者と一見してわかるよう配慮すること。(事前申し込みの徹底、受付時ネームホルダーの配布等)
また、園庭に駐車する場合、必要に応じて参加者用駐車券を作成、配布すること。

(6)フェスの広報及び参加者の募集等

ア お仕事体験の広報

チラシを制作し、少なくとも、県内小中学生全員に対し、学校を通してチラシを配布すること。(想定約 70,000 枚)。なお、学校を通しての配布方法については別途通達する。

その他、広報物、企画、数量、配布計画等について、効果的な告知方法を提案すること。

イ 参加者の募集

お仕事体験への参加(付き添い者含む)については、事前申込制とする。

なお、参加者の事前申し込み方法は、チラシに QR コードを記載したり、応募サイト等から直接手続きができるようにするなど、簡単なものとする。

ウ 参加者の決定、連絡

定員を超える申し込みがあった際は抽選で参加者を決定することとし、すべての申込者への諸連絡を行うこと。また、キャンセルがあった場合は追加募集も行うこと。

(7)参加アンケートの実施及び結果分析

ア 参加人数の把握

最終的な参加人数を属性(小学生、中学生、保護者)ごとに把握し、報告すること。

イ 参加アンケートの実施

参加者に対するアンケートを実施し、結果を取りまとめること。なおアンケート内容については事前に県と協議し、分析結果においては、今後の実施にあたっての課題や対応策など、企画・運営に資する助言等を記載すること。

4 目標

来場者アンケートにおいて、「お仕事体験全般に関する満足度」、「保育施設への就職に対するイメージ」に関する質問を設ける予定。当該質問項目において、好意的な回答が過半数となるような企画、運営を行うこと。

5 委託期間

契約締結の日から令和 8 年2月 27 日まで

6 委託料

5,257 千円を上限とする(消費税及び地方消費税含む)

7 納品物

(1) 実施計画、運営マニュアル、シナリオ

[部数:各 1 部 媒体:紙及びデータ

提出時期:実施計画 業務開始時、
その他 令和 7 年 11 月 30 日]

(2) 業務完了報告書

[部数:1部 媒体:紙及びデータ 提出時期:業務完了時]

(3)本事業で制作した印作物データ(AI データ、PDF データ)、写真記録データ

[部数:1部 媒体:紙及びデータ 提出時期:業務完了時]

(4)その他、県と受託者が合意の上、納品物として提出を求めるもの

8 支払方法

前金払(保険料に係る部分に限って前金払いを認める)、完了払

9 その他

(1) 本事業に関する事務は、受託者が行う。

(2) 受託者は、事業の実施状況について適宜佐賀県こども未来課に報告する。

(3) 受託業者が本業務委託により新たに制作した制作物がある場合、その著作権(著作権法第 21 条から第 28 条までに定めるすべての権利を含む)は、編集タイアップなど媒体社が権利を保有する場合を除いて佐賀県に帰属するものとし、佐賀県は、これらの制作物(写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等)を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は佐賀県に対して著作者人格権を行使しないものとする。

(4) 成果物の二次利用について、媒体社などが権利を保有する場合であっても、県は下記の場合において、無償で自由に二次利用できるものとする。

ア 県及び県が指定する者が保有するホームページ、SNS 等での公開

イ 講演会、イベント等での紹介・上映・配布などの広報活動

- (5)(4)以外の二次利用やタレントなどを起用する場合の使用期間については協議のうえ定めるものとする。また、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとし、県は責任を負わない。
- (6) 業務の遂行にあたり、第三者(県及び受託者以外の者)が所有する素材を用いる場合には、受託者が著作権処理等を行うこと。
- (7) 本業務の委託料により受託者が購入した備品等は、県に帰属するものとする。
- (8) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ佐賀県こども未来課に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法、その他必要な事項を報告し、承認を得ること。なお、業務の統括に係る業務は、再委託を認めない。
- (9) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う際は、個人情報保護法(平成 15 年法律第 57 号)を順守しなければならない。
- (10) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、佐賀県こども未来課と受託者が協議して定めた事項についてはこれを順守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、佐賀県こども未来課の職員等関係者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。
- (11) 本事業の参加者等との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。
- (12) 受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じたと佐賀県こども未来課が判断した場合には、佐賀県こども未来課の指示を仰ぎながら、利用者の利便性を損なわないよう、事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な引継ぎを行うものとする。なお、具体的な内容については、受託者と佐賀県こども未来課の協議によることとする。